重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

<b>垫</b> 4	:的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める 		7(0)	ı	
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	頁(P)      実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
1	ム 敬保体を活用して、防犯に関する仏教・ 啓発を行います。また、条例や防犯上の指 針などについて、リーフレットやホームペー ジなどにより、県民や事業者に対して情報 の提供を行います。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくリニュース」発行 (12万部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行 (100部×年2回を予定) 安全安心まちづくりパネル展の実施 2 高知県ホームページでの広報 4 県有車にマグネットシート貼り付け (毎月5日、第3木曜日等) 5 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付 信若年者・現役世代参画促進事業」活動を行う団体 及び若者等に対し、情報及び活動資材を提供		県民生活・男女共同 参画課	34
2		高知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全 安心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高 等学校へ)		学校安全対策課	34
3	内容 犯罪のない安全安心まちづくりについて、 県民や事業者の理解を深め、防犯意識を 高めるため、テレビやラジオなどのメディ ア、県の広報紙、ホームページなど様々な	発を行う。 2 HPは、内容を随時更新し、新しい情報の提 供を行う。 3 テレビ・ラジオ等メディアを積極的に活用し、	る 2 HPは、利用度が明確でなく効果が不明	生活安全企画課	34
4	内容 ①広報紙等による情報の提供 県民や事業者の防犯意識を高めるため、 交番や駐在所で発行する「ミニ広報紙」や「	行して、不在世帯へも確実に投函して配布率を 向上させる。また、県民に行き渡るように配布方 法・配布先を開拓する。 2 HPは、内容が随時更新し、新しい情報の提 供を行う。 3 各所属が、毎月、積極的に各自治体に掲載		地域課	35
5	内容 ②「あんしんFメール」による不審者等の情 報の提供	対象とした防犯教室等機会を捉えて加入を広報する。 2 テレビ・ラジオ等広報媒体を利用して広報活動を推進する。 3 不審者を検挙した際に検挙情報を配信する	2 加入を促す広報活動が不足	生活安全企画課	35
6	内容 ③ホームページを活用した犯罪情報等の提供	報を充実させ、事象に応じた情報を掲載する。 2 テレビ・ラジオ等広報媒体を利用してHPを広 報する。 3 地域活動団体の総会や研修会、各種年齢層 を対象とした防犯教室等に参加した際など機会	1 HPは、利用度が明確でなく、効果が不明 2 頻繁な情報更新が行えていない	生活安全企画課	35

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する 基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める

	的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める		■(P)		
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
7	項目 (2) 犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供 内容 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等 の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、 効果的な防犯対策に関する取組事例や防 犯効果のある機器などについての情報を県 民や事業者に提供します。	広報紙「安全安心まちづくりニュース」発行 (12万部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行 (100部×年2回を予定)	県内各地域で行われている地域安全活動を 把握できるように、関係機関と連携し、情報収集 をしていく必要がある。 またその際、県民や事業者が必要とする情報 を収集・提供できるようチェックを心掛ける。	県民生活・男女共同 参画課	35
8	内容 ④効果的な防犯活動に関する取組事例等 の提供 夜間の門灯の点灯やあいさつ運動など、	ともに、定期発行分に加えて、事象に応じた臨時版の地域安全ニュースやチラシ等を作成し啓発を行う。 2 HPは、内容を随時更新し、新しい情報の提供を行う。 3 テレビ・ラジオ等メディアを積極的に活用し、	る 2 HPは、利用度が明確でなく効果が不明	生活安全企画課	35
9	内容 ⑤悪質商法等に関する情報の提供 公的機関を装って振り込みを求められる などの架空請求、不必要な住宅のリフォー	間4回 各118,560部) 2 高知県ホームページでの広報(トピックスや 新着情報の欄への注意情報、「くらしネット	みやすい紙面づくり等を心掛ける。	県民生活・男女共同 参画課	35

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

	、的万束2 宗氏、争未有、地域沾 	30回行1200日工作	的な活動を促進する	ī(P)		
番号	具体的な取組		H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
10	や事業者、地域活動団体の理の防犯意識を高めるため、テレ のメディア、県の広報紙、ホーム	な報・啓発活動	度4回 安全安心まちづくり会報の発行 年度2回程 高知県ホームページでの広報 ラジオ等を利用した広報 県有車にマグネットシート貼り付け(毎月5	1 地域安全に関し提供する情報がタイムリーなものとなるように、関係機関、団体との連携、情報共有が不可欠である。 2 安全安心まちづくりのポスター募集周知は、遅ななると応募数が減るので、教育委員会等との連携しながら、できるだけ4月中に行う。 3 どのような広報媒体が最も効果的か、情報提供する内容により絶えず検討を行う必要がある。。	県民生活・男女共同 参画課	36
11	項目 (1) 広報・啓発の充実 内容 ①様々な広報媒体を活用した近 犯罪のない安全安心まちづく や事業者、地域活動団体の理 の防犯意識を高めるため、テロ のメディア、県の広報紙、ホーム な広報媒体を活用して、防犯1 発を行います。	安心 な報・啓発活動 りについて、県民 単解を深め、地域 レビやラジオなど ムページなど様々	知県安心安全まちづくり推進会議が行う安全 心まちづくりポスターの募集を実施(各小中高 学校へ)	行っていく必要がある。	学校安全対策課	36
12	の防犯意識を高めるため、テレ	ともは、 ともは、 ともは、 ともは、 ともは、 ともは、 ともは、 はいこのいて、 県民 発をと深め、 地域 と トンビやラジオなど 供を なんページなど様々 3 ・	blc、定期発行分に加えて、事象に応じた臨版の地域安全ニュースやチラン等を作成し啓を行う。 HPは、内容を随時更新し、新しい情報の提を行う。 テレビ・ラジオ等メディアを積極的に活用し、	2 HPは、利用度が明確でなく効果が不明	生活安全企画課	36
13	域安全運動期間中に、県民、事	2 リ ーンの実施 行われる全国地 3 リ 事業者、地域活動 広報	県有車にマグネットシート貼付(全国地域安 運動期間の10月11日から20日) 広報紙「安全安心まちづくりニュース」等での	2 キャンペーン中、地域安全に関してタイムリーな話題提供ができるように、日頃から関係	県民生活・男女共同 参画課	36
14	項目 (1) 広報・啓発の充実 内容 ②安全安心まちづくリキャンペ 毎年10月11日から20日まで 域安全運動期間中に、県民、事 団体、関係機関と連携して、街 どを行います。	ーンの実施 2「安 行われる全国地 事業者、地域活動	全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 安全安心まちづくり広場」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を密にし、確実に啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課	36
15	項目 (1) 広報・啓発の充実 内容 ②安全安心まちづくリキャンペ 毎年10月11日から20日まで 域安全運動期間中に、県民、事 団体、関係機関と連携して、街 どを行います。	動の 一ンの実施 2 情 行われる全国地 以の 事業者、地域活動	様々な広報媒体を活用した全国地域安全運 の周知徹底 関係機関との、より連携した街頭キャンペー の実施	県民の全国地域安全運動に対する周知が不 足	生活安全企画課	36
16	交通安全運動など各種の活 て、県民、事業者、地域活動	マンペー ・ 動の機会を捉え地 ・ 動の機会を捉え地 ・ 動かに対して、地 ・ 加を働きかけま ・ 加を働きがけま ・ なり ・ なり ・ でも ・ でも	「安全安心まちづくり広場」の開催 地域安全協(議)会総会(16ヶ所)に参加 4		県民生活・男女共同 参画課	36
17	項目 (1) 広報・啓発の充実 内容 ③地域活動の機会を捉えたキー 交通安全運動など各種の活 て、県民、事業者、地域活動に 域で行われる防犯活動への参 す。	1 : ヤンペーンの実施 計動の機会を捉え 2「st 団体に対して、地	務局として取組を実施 全国地域安全運動開催中の取組への協力 高知県民のつどい開催への協力 安全安心まちづくり広場」開催への参画	キャンペーン等について、関係団体との連絡を密にし、確実に啓発を行っていく必要がある。	学校安全対策課	36

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

番号	具体的な取組	計画	ī(P)		ᇍᇎᇭᆿ
		H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子記載ページ
	項目(1) 広報・啓発の充実 内容 ③地域活動の機会を捉えたキャンペーンの実施 交通安全運動など各種の活動の機会を捉え て、県民、事業者、地域活動団体に対して、地 域で行われる防犯活動への参加を働きかけま す。	1 機会を捉えた防犯活動への参加呼びかけ 2 地域の実情に応じたタイムリーな情報提供	1 交通安全運動と比べて地域安全活動は県民 に周知されていない 2 防犯活動団体への犯罪情勢等情報提供の 不足	生活安全企画課	36
	項目 (2) 情報共有の促進 内容 ①地域における情報交換 県民、事業者、地域活動団体による自主的な 防犯活動を促進するうえで、必要な地域におけ る情報を共有するため、市町村と連携して警察 署単位で警察、事業者、地域活動団体などがそ れぞれ有する情報を交換する会を開催します。	1 担当者等研修会におけるタイムリーな不審 者情報や犯罪情報等の提供 2 関係機関との連携強化	安全安心まちづくり担当者等研修会の開催 は、各ブロック年1回の開催であり、提供できる 情報が限られる。	生活安全企画課	36
	項目(2)情報共有の促進 内容②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるととも に、その活動内容などの情報を県民や地域活 動団体が共有し、参考にすることができるよう、 防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県 のホームページなどで公表します。	3 安全安心まちづくり会報での情報提供	2 特定の団体、会社の宣伝活動と誤解を受け	県民生活・男女共同 参画課	36
	項目(2)情報共有の促進 内容 ②防犯活動団体の活動内容等の公表 防犯活動団体の活動を活性化させるととも に、その活動内容などの情報を県民や地域活 動団体が共有し、参考にすることができるよう、 防犯活動団体からの情報の提供を受けて、県 のホームページなどで公表します。	活動団体の活動内容等の紹介 2 防犯活動団体の活動の積極的な広報	1 防犯活動団体の活動内容が県民に周知されていない 2 防犯活動団体による活動の潜在化	生活安全企画課	36
	項目 (3)防犯活動団体に対する支援 内容 ①防犯活動団体の設立の支援 防犯活動団体の設立を促進するため、設立 時に出前講座や講師の派遣、資料提供などを 行うことにより、防犯活動のノウハウや犯罪に関 する情報などを提供するとともに、ベスト、帽子、 腕章など活動に必要な物品を提供します。	1 防犯活動団体が必要とする物品の提供 2 地域の実情に応じたタイムリーな情報提供	1 活動団体増加に伴う物品購入費の不足 2 防犯活動団体への犯罪情勢等情報提供の 不足	生活安全企画課	37
	項目(3)防犯活動団体に対する支援 内容(2)防犯活動団体の活動への支援 防犯活動団体の活動を促進するため、防犯 活動団体に対して、青色回転灯、ベスト、帽子、 腕章など活動に必要な物品を提供します。	1 防犯活動団体が必要とする物品の提供 2 地域の実情に応じたタイムリーな情報提供	1 活動団体増加に伴う物品購入費の不足 2 防犯活動団体への犯罪情勢等情報提供の 不足	生活安全企画課	37
		の継続と効果的な活用 スクールガード・リーダーによる巡回指導等の 継続			37
	項目(4)防犯活動を担うリーダーの育成 内容 地域における防犯活動を活性化させるため、 研修会等の開催などにより、活動の核となって 積極的に活躍するポランティアのリーダーを育成します。	3 あんしんFメールへの加入促進	年1回の開催のため、提供できる情報が限られる。	生活安全企画課	37
	項目(5)青色回転灯装備車両運行団体の拡充 内容 地域における防犯パトロールを促進するため、 全市町村において青色回転灯装備車両が運行 されるよう、防犯活動団体などに対して働きかけ ます。	3 あんしんFメールへの加入促進	1 活動団体増加に伴う物品購入費の不足 2 防犯活動団体への犯罪情勢等情報提供の 不足	生活安全企画課	37

重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

	のファイ 宗氏、事業者、心域治期団体による日ま		(P)		
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
27	項目 (6)事業者による活動の促進 内容 防犯上特に配慮を要する高齢者や障害者、女性、子どもを犯罪の被害から守るため、事業者に対して安全シェルター活動に取り組むよう、働きかけます。		1 新規取り組み事業者の伸び悩み 2 安全シェルター活動に取り組む事業者への 情報提供の不足	生活安全企画課	37
28	内容 ①老人クラブへの加入促進 元気で意欲のある地域の高齢者が、老人クラブの活動の一環として行われる高齢者相互の 友愛訪問活動や子どもの見守り活動に積極的 に参加できるよう、老人クラブへの加入を促進し	・若手高齢者、女性会員による老人クラブ活動 の活性化		高齢者福祉課	38
29	項目 (7)高齢者による活動の促進 内容 ②老人クラブ等に対する学習・研修機会の充実 老人クラブなどの行う高齢者相互の友愛訪 問活動や子どもの見守り活動が一層拡大する よう、老人クラブなどに対して、ボランティア活動 に関する学習・研修の機会を充実させます。	1 事象に応じたタイムリーな情報提供の実施 2 地域の実情に応じた教養、情報提供の実施	地域ごとに犯罪情勢が異なるため、講話内容 の工夫が求められる。	生活安全企画課	38
30	項目 (8)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 内容 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	同で「安全安心まちづくり広場」を開催。 2 公立高校に防犯ポランティア団体の結成を 働きかける。 3 広報紙「安全安心まちづくりニュース」での活 動紹介 (※)「Young Clime Prevention in Kochi」の略 県内の4大学に在学する学生の自主防犯	1 YCPK側に過度の負担がかからないように、適切なサポートを継続していく必要がある。 2 県内全域の高校に防犯ボランティア団体を 結成させるためには、関係団体との連携が不可 欠である。	県民生活·男女共同 参画課	38
31	項目 (8)幅広い世代の防犯活動への参画の促進 内容 高校生や大学生による防犯活動団体に対して、活動に役立つ情報を提供するとともに、地域の防犯活動団体との連携による活動を進めることで、それぞれの団体の活動のさらなる活性化を図ります。また、地域の事業者や学校、団体などの若者や現役世代に対して、防犯活動団体が行う啓発活動等への参加を呼びかけることにより、幅広い世代による防犯活動への参画を促進します。	動の実施要領の指導 3 団体ごとの特性に配慮した教養・情報提供	新規取組	生活安全企画課	38

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

基 4	下的方策1 県民運動として取り組むための仕組みる			ı	1
番号	具体的な取組	計画 H24年度実施計画 インプット(投入	፱(P) 	担当課	計画冊子記載ページ
32	内容 犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運 を高め、県民運動として取り組むため、犯罪の2	2 高知県ホームページでの広報においても、		県民生活・男女共同 参画課	39
33	内容 犯罪のない安全安心まちづくりを進める気運 を高め、県民運動として取り組むため、犯罪の		の普及に努めているが、シンボルマークシール	生活安全企画課	39
34	内容 県民が一体となって犯罪のない安全安心まち づくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活動団体及び行政で構成する「高知県安全安心まちづくり推進会議」において、構成員の拡充や会、報の発行、実践的な活動に向けた情報共有を行うなどにより、活動の一層の活性化を図ります。	構成員の照会をすることにより、活性化を図る。 3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開 催	かを把握する必要があるため、日頃から関係団体、機関との連絡を密に行っていく必要がある。 2 ブロック会において、県内市町村に向けて情報発信を行うため、充分な事前準備が必要であ	県民生活・男女共同 参画課	39
35	内容 県民が一体となって犯罪のない安全安心まち づくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活 動団体及び行政で構成する「高知県安全安心ま	高知県安全安心まちづくり推進会議事務局とし て各種の取組への協力		学校安全対策課	39
36	内容 県民が一体となって犯罪のない安全安心まち づくりに取り組めるよう、県民、事業者、地域活 動団体及び行政で構成する「高知県安全安心ま	1 総会の開催(毎年2月ころ) 2 幹事会の開催(年度内に最低2回)	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ 効果的に推進するため「高知県安全安心まちづ くり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活 動団体などと意見の交換や情報の共有を行うと ともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進 を目指す。	生活安全企画課	39
37	内容 地域における犯罪のない安全安心まちづくり を総合的、かつ効果的に推進するために、地域 住民、事業者、地域活動団体、行政の関係者な どで構成される推進体制が整備されるよう、市 町村などに対して、情報の提供などの必要な支 援を行います。	構成員活動を紹介して周知することにより、 市町村の活動体制の活性化を図る。 3 安全安心まちづくり市町村情報交換会の開	1 市町村担当者との連絡を積極的に行い、安全安心まちづくり思想の普及に努める必要がある。 2 県民が関心を示すような広報紙づくりを目指す必要がある。	県民生活・男女共同 参画課	39
38	内容 地域における犯罪のない安全安心まちづくり を総合的、かつ効果的に推進するために、地域 住民 事業者 地域活動団体 行政の関係者なり	地域の防犯組織等と連携した見守り活動などの 継続 2 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局		学校安全対策課	39
39	内容 地域における犯罪のない安全安心まちづくり を総合的、かつ効果的に推進するために、地域 仕具 東巻巻・地域は野田は 奈政の服医をお		犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ 効果的に推進するため「高知県安全安心まちづ くり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活 動団体などと意見の交換や情報の共有を行うと ともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進 を目指す。	生活安全企画課	39

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める 基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる

		百十言	ī(P)		
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入	実施上の課題等	担当課	計画冊子記載ページ
40	項目(4)市町村に対する支援 内容 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。		全安心まちづくり思想の普及に努める必要がある。 2 県民が関心を示すような広報紙づくりをめざ す必要がある。	県民生活・男女共同 参画課	40
41	項目(4) 市町村に対する支援 内容 市町村が自らの犯罪の安全で安心な地域社会の実現に向けた取組などを実施していくよう、働きかけるとともに、情報の提供などの必要な支援を行います。	3 市町村広報紙への情報提供 4 あんしんFメールでの不審者情報提供及び	犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ 効果的に推進するため「高知県安全安心まちづ くり推進会議」を通じて、県民、事業者、地域活 動団体などと意見の交換や情報の共有を行うと ともに、より一層安全で安心なまちづくりの推進 を目指す。	生活安全企画課	40

重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

基本的方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる

	「明月東2 日帯の主角の場におけるホットラーク				
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
42	項目 (1) ネットワークづくり  内容 ①地域における支え合いのネットワークの構築  地域の支え合いのネットワーク構築のため、 事業者及び地域活動団体に対して、県と犯罪の ない安全安心まちづくりや地域の見守りに関する協定等を締結するよう、働きかけます。	の安全安心のネットワークづくりを進める。	地域見守り活動の取り組みの強化	地域福祉政策課	40
43	内容 ①地域における支え合いのネットワークの構築 地域の支え合いのネットワーク構築のため、	供 3 県警ホームページへの犯罪発生状況等の掲	貢献活動の一環として地域安全活動の促進を	生活安全企画課	40
44	内容 ②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり 過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュ	・地域で支援が必要な方を早期に発見し支援するネットワークのしくみづくりとして、介護・医療などの専門職と地域が連携し、支援策についての話し合いの場を持ち、地域全体で支援する取組を地域単位で進める。	キャッチ→支援をシステム化するか	地域福祉政策課	40
45	項目(1) ネットワークづくり  内容②中山間地域における安全・安心の確保に向けた仕組みづくり  過疎化・高齢化などで世帯数が減少し、コミュニティ機能が低下した地域において、住民にのの助け合いや近隣集落、NPO、住民グループ等の連携で、集落維持・存続や支え合い、安全・安心の仕組みづくりにつながる取組を支援します。	4 中山間地域生活支援総合事業(補助事業)	地域の住民(集落)、市町村との協議を十分に 重ね、現状の把握と課題の検討が必要	中山間地域対策課	40
46	項目(2) 防犯活動団体との連携の促進 内容 防犯活動団体と連携して、見守り活動や合同 防犯パトロールを行うほか、防犯活動団体に対 し、必要な情報を提供します。	<ul><li>1 防犯活動団体との連携の強化及び参加促進</li><li>2 防犯活動団体への積極的な情報提供</li><li>3 現役世代及び若者のボランティアの加入促進</li></ul>	犯パトロールや被害防止を目的とした各種教室	生活安全企画課	40

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

	学校寺における児里寺の女主を帷除9 		ī (P)		
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
47		1 学校運営において「児童生徒の安全確保」最重要であることをすべての学校教職員が認識し理解を深めていくよう要請していく。		私学・大学支援課	42
48	内容 学校等において児童等の安全が確保される よう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等 における児童等の安全の確保のための指針」の 周知を図るとともに、必要な助言などを行いま す。	目指して、事業所に対する周知徹底を図る。 2 平成24年3月に策定された高知県社会福祉 施設防災対策指針及び安全対策シート等を基 にしたマニュアルの見直しを指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアル として、事故防止マニュアルや感染症予防マ ニュアルなどが策定されているか、防災マニュアル ルなどが策定されているか、防災に配慮した取	地震、津波等の被害想定や施設等の立地状況	障害保健福祉課	42
49		「児童福祉施設等における児童の安全の確保 について」の点検項目の取組状況の確認にあ		児童家庭課	42
50	項目(1)学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言  内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	(子ども教室、児童クラブ) ・「高知県放課後児童クラブ設置運営基準 (H22)」を市町村に周知徹底し、必要な助言を 行う。		生涯学習課	42
51	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言  内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	定・実施について、研修会を通した指導を実施。 2「安全教育プログラム」(高知県版)を平成24	るため、県教育委員会主催の研修会や市町村	学校安全対策課	42
52	項目 (1) 学校等における児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言  内容 学校等において児童等の安全が確保されるよう、学校等の設置・管理者に対して、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」の周知を図るとともに、必要な助言などを行います。 県立の施設については、「学校等における児童等の安全の確保のための指針」に基づき、児童等の安全対策の充実強化を図ります。	1 学校管理者及び教職員に対する ①危機管理マニュアルの策定指導 ②不審者対応に関する指導	学校等からの要請を受けて実施しているため 学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	42
53	   内容 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促	1 記載内容の定期的な点検、必要に応じての見直し等を要請していく。また、緊急時、教職員がマニュアルに沿った対応ができるよう日ごろからの心構え等について引き続き要請していく。		私学・大学支援課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

至平	的方	策1 学校等における児童等の安全を確保する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ī(P)		
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
54		定した危機管理マニュアルの策定を促進しま す。	施設防災対策指針及び安全対策シート等を基にしたマニュアルの見直しを指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアルとして、事故防止マニュアルや感染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取れなどが策定されているか、防犯に配慮した取	地震、津波等の被害想定や施設等の立地状況	障害保健福祉課	43
55		(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・ 管理者による校外活動など、様々なケースを想 定した危機管理マニュアルの策定を促進しま す。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育 施設を除く、児童発達支援事業の関係施設の運営 管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれ るよう、働きかけます。	に「児童福祉施設等における児童の安全の確		児童家庭課	43
56		管理者による校外活動など、様々なケースを想	ども園の安全管理・安全教育の推進を図る。 2 危機管理マニュアルがまだ整備されていない保育所・幼稚園等のある市町村には、市町村訪問や市町村所管課長会議等を通じて積極的な呼びかけをする。 3 私立幼稚園ヒアリング等の際に、危機管理マニュアルがまだ整備されていない場合は、積極的な呼びかけをする。	ある市町村や私立幼稚園には、参考例を提供	幼保支援課	43
57		(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・ 管理者による校外活動など、様々なケースを想 定した危機管理マニュアルの策定を促進しま す。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育 施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放 課後子どもブラン推進事業の関係施設の運営 管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれ るよう、働きかけます。	(H22)」に基づき、防犯や防災の視点が盛り込まれたマニュアルを策定するよう市町村に周知、啓発を行う。 ・マニュアル策定に必要な情報を市町村に提供する、	るため、個別にマニュアルを作成することが難し	生涯学習課	43
58	内容	(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・ 管理者による校外活動など、様々なケースを想 定した危機管理マニュアルの策定を促進しま す。 また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育 施設を除く)、児童発達支援事業の関係施設、放 能後子どもブラン推進事業の関係施設の運営 管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれ るよう、働きかけます。		あるが、すべての学校で毎年見直しを行うに 至っていない実態があるため、より実行性のあるマニュアルにするよう点検・指導が必要である。	学校安全対策課	43
59		(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ①安全管理のためのマニュアルの策定等の促進 学校及び保育所、認可外保育施設の設置・ 管理者による校外活動など、様々なケースを想 定した危機管理マニュアルの策定を促進しま す。また、児童福祉施設(保育所及び認可外保育 施設を除く、児童発達支援事業の関係施設、放 課後子どもプラン推進事業の関係施設の運営 管理マニュアルなどに防犯の視点が盛り込まれ るよう、働きかけます。		学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	43
60		(2) 学校等の安全確保体制づくりの促進 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想 定した防犯訓練の実施を促進します。	1 不審者侵入がいつでも起こりうることを認識 し、必要な侵入防止訓練を行うよう要請してい く。		私学・大学支援課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

	ND万束! 子攸寺における児里寺の女王を唯体9 「		= /->		1
番号	具体的な取組	計画 H24年度実施計画 インプット(投入)	頁(P) 実施上の課題等	担当課	計画冊子記載ページ
61	内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想 定した防犯訓練の実施を促進します。	1 地震防災対策マニュアルの作成率100%を 目指して、事業所に対する周知徹底を図る。 2 平成24年3月に策定された高知県社会福祉 施設防災対策指針及び安全対策シート等を基 にしたマニュアルの見直しを指導する。 3 利用者の安全を確保するためのマニュアル として、事故防止マニュアルの総染症予防マニュアルなどが策定されているか、防災マニュアルなどが策定されているか、防災にニュアルなどが策定されているか、防犯に配慮した取組を行っているか確認を行う。	地震、津波等の被害想定や施設等の立地状況 等の基本情報を把握することが必要。	障害保健福祉課	43
62	   内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避難訓練等の実施について、確認し指導を図る。	きる体制整備	児童家庭課	43
63	内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想 定した防犯訓練の実施を促進します。	1 放課後子どもブラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・(子ども教室、児童クラブ) ・(日2) 川上基づき、緊急時に児童等の安全が確保できる職員体制・連絡体制を整備し、定期的に避難訓練等を実施するよう市町村に周知、啓発を行う。	・実施場所と学校・地域の連携を進める必要が	生涯学習課	43
64	内容 ②不審者侵入防止訓練の実施の促進 教職員などを対象として、不審者の侵入を想	る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室	全教室推進講習会」等あらゆる機会を捉え啓発	学校安全対策課	43
65		1 不審者対応訓練の実施 2 実施機会の拡大	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	43
66		1 地域の自治会等との連携を深め、地域の学校として見守り活動につなげる取組を要請する。		私学・大学支援課	43
67	内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、 事業者、地域活動団体と連携して、学校等にお ける見守り活動などの効果的な安全確保の取 組を実施します。	目指して、事業所に対する周知徹底を図る。 2 平成24年3月に策定された高知県社会福祉 施設防災対策指針及び安全対策シート等を基 にしたマニュアルの見直しを指導する。	地震、津波等の被害想定や施設等の立地状況 等の基本情報を把握することが必要。	障害保健福祉課	43
68	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある防犯のための避	きる体制整備	児童家庭課	43
69	項目 (3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 内容 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、事業者、地域活動団体と連携して、学校等における見守り活動などの効果的な安全確保の取組を実施します。	(子ども教室、児童クラブ) ・市町村、保護者、地域住民、指導員等が連携 して、児童等を見守るしくみをつくる。(=事業の 推進)	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	生涯学習課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

至平	的方象	策1 学校等における児童等の安全を確保す		- (-)	1	1
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	順(P) 実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
70		(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、 事業者、地域活動団体と連携して、学校等にお ける見守り活動などの効果的な安全確保の取 組を実施します。	る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室 推進講習会」を開催。各学校における、保護者・ 地域・関係機関・地域の防犯組織等と連携した 見守り活動の啓発を行う。	果的に関わりを持つよう、市町村に働きかけて いく必要がある。 2 スクールガードの組織率が低下しているた め、全ての小学校区で組織されるよう、啓発が	学校安全対策課	43
71		(3) 学校等における児童等の見守り活動等の推進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、 事業者、地域注思、 はる見守り活動などの効果的な安全確保の取 組を実施します。	た通学路における子どもの見守り活動の実施 2 青色回転灯装備車を使用した登下校時の通 学路の安全活動の実施	少傾向にあるものの、未だ発生が後をたたない	生活安全企画課	43
72		(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	1 各種教室(交通安全、薬物乱用防止等)や行事の中で、例えば入学年次に防犯教室を行うなど、防犯教育の定着を要請していく。		私学・大学支援課	43
73		①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機 関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わ ないための参加・体験型の効果的な安全教育		地震、津波等の被害想定や施設等の立地状況 等の基本情報を把握することが必要。	障害保健福祉課	43
74		①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機	1 児童養護施設等に対して、指導監査実施時に「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」の点検項目にある入所児童に対する安全管理についての指導に対する取組状況を確認し、体験・参加型の安全教育の実施状況についても確認する。	きる体制整備 2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	43
75		①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機 関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わ ないための参加・体験型の効果的な安全教育	2 私立幼稚園に対しては、私立幼稚園ヒアリン	所・幼稚園ともに9割に満たない、特に教職員に対する防犯に関する訓練等の実施率が保育所の場合7割未満である(23年度調査)ことから、防犯教室等の開催の必要性を十分理解してもらう必要がある。	幼保支援課	43
76		関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加·体験型の効果的な安全教育	1 放課後子どもブラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・実施場所において、「高知県放課後児童クラブ 設置運営基準(H22)」に基づいた登所・降所時 の注意喚起や、児童等と一緒にできる安全対策 に取り組んでもらうよう、指導者等を対象とした 安全研修を行う。		生涯学習課	43
77		(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機 関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わ ないための参加・体験型の効果的な安全教育 の充実に努めます。	1 教職員や子どもの安全対応能力の向上を図る「防犯教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の開催			43
78		(4) 児童等への安全教育の充実 ①防犯教室等の開催 学校等の設置・管理者、保護者及び関係機関などと連携して、児童等が犯罪の被害に遭わないための参加・体験型の効果的な安全教育の充実に努めます。	室・非行防止教室等)の実施 -	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	43

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

奉本	ND/万東1 子校寺における児里寺の女主を唯た		<b></b> (P)		
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子記載ページ
79	項目(4)児童等への安全教育の充実 内容②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力をでいるため、学校の設置・管理者に対して、安マップの作成による安全教育を行うよう、働きにけます。	<b>≧</b>	学校における「安全マップ」作成に向け、有効性や作成方法について周知するとともに、一層の働きかけが必要である。	学校安全対策課	44
80	項目(4)児童等への安全教育の充実 内容②安全マップ作成の促進 児童等の危険予測能力、危険回避能力を めるため、学校の設置・管理者に対して、安 マップの作成による安全教育を行うよう、働き けます。	主	学校等からの要請を受けて実施しているため学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	44
81	項目(5) 防犯環境整備の促進 内容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害 加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者 対して、施設・設備の整備と定期的な安全点に を実施するよう、働きかけます。			私学・大学支援課	44
82	項目(5) 防犯環境整備の促進 内容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者対して、施設・設備の整備と定期的な安全点を実施するよう、働きかけます。	こ 施設防災対策指針及び安全対策シート等を基	地震、津波等の被害想定や施設等の立地状況 等の基本情報を把握することが必要。	障害保健福祉課	44
83	項目(5)防犯環境整備の促進 内容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害 加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者 対して、施設・設備の整備と定期的な安全点を実施するよう、働きかけます。	に「児童福祉施設等における児童の安全の確を保について」の点検項目にある施設整備面におしてして要なな。	2 外出中の児童の安全確保	児童家庭課	44
84	項目(5) 防犯環境整備の促進 内容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者対して、施設・設備の整備と定期的な安全点を実施するよう、働きかけます。		1 放課後子どもブラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・市町村から各実施場所へ周知されているか、 把握が難しい。 ・実施場所と学校・地域の連携を進める必要がある。	生涯学習課	44
85	項目(5) 防犯環境整備の促進 内容 学校等へ不審者が侵入して、児童等へ危害加えることを防ぐため、学校等の設置・管理者対して、施設・設備の整備と定期的な安全点を実施するよう、働きかけます。	を する。 こ	アンケート等により取組状況を把握し、全ての 学校において実施されるよう。また、学校におけ る安全点検の質の向上を図るよう、市町村等を 通して働きかける必要がある。	学校安全対策課	44

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

42.7	×的方策2 通学路等における児輩 ▼	直等の安全を確保する 	-1-(-)		1	
番号	具体的な取組	H24年度: インブッ	計画(P) 実施計画 床(投入)	実施上の課題等		計画冊子 記載ペー ジ
86	ための指針の周知及び助言 内容 通学路等において児童等の よう、学校等の設置・管理者・	安全が確保される2 私立幼稚園に対して や保護者、その他 等における児童等 が同知を図る。 が同期を図る。 がの場を通して、安全管 指針の周知を図る。	里・安全教育の推進と指 者等の更なる意記は、私立幼稚園ヒアリン		呆支援課	45
87	ための指針の周知及び助言 内容 通学路等において児童等の! よう、学校等の設置・管理者や の関係者に対して、「通学路等	の安全の確保の 1 放課後子どもブラン村 (子ども教室、児童グ・・「高知県放課後児童グ・・「高知県放課後児童グ・・「高知県放課後児童グランタ全が確保される(1922) IC基づき、登所・は、お迎えの有無など)を でにおける児童等連絡体制などを整備しての周知を図るとと 啓発を行う。	ラブ) (子ども教室、 ラブ設置運営基準 ・市町村から各実 降所の方法(時間、道 地握が難しい。 ・実施場所と学校	児童クラブ)  施場所へ周知されているか、  ・地域の連携を進める必要が	<b>厓学習課</b>	45
88	ための指針の周知及び助言内容 通学路等において児童等の	安全が確保される 継続 や保護者、その他 2 「学校安全教室推進 別における児童等 供 の周知を図るとと	がに関わりを持つ で一による巡回指導等の 必要がある。	のよう、市町村に働きかけていく	<b>交安全対策</b> 課	45
89	項目(1) 通学路等における児童等ための指針の周知及び助言 内容 通学路等において児童等のよう、学校等の設置・管理者・の関係者に対して、「通学路等の安全の確保のための指針もに、必要な助言などを行いま	○保護者、その他 等における児童等 の周知を図るとと		要請を受けて実施しているた 携が必要となる。 生活	舌安全企画課	45
90	促進	護者、地域住民、の継続とスクールガード 護者、地域住民、 連携して、通学路 -ル活動や見守り	な 市町村がある。 ダーによる巡回指導等 2 ル学校における 養成講習会の開催 フンティア)組制率 72.296 (H23年度) 校安全教室推進 ダー連絡協議会	るスクールガード(学校安全ボ をが73.9%(H22年度末)→ 末)に微減しているため、、「学 講習会・スクールガード・リー の機会を捉え啓発を行うととも い市町村については、指導・支	<b>交安全対策</b> 課	45
91	促進 内容	施施 施	童等の見守り活動の実 2 学校等からの		舌安全企画課	45
92	項目 (2) 通学路等における児童等の促進 内容 ②通学路等における声かけ運学技等の設置・管理者、保事業者、地域活動団体などと等における児童等への声かじす。	動の実施 の継続とスクールガード 護者、地域住民、 学校安全活動の取組身 連携して、通学路	・ダーによる巡回指導等 2 ハ学校におけ 養成講習会の開催 実施 72.2%(H23年度) 校安全教室推進 ダー連絡協議会」	るスクールガード(学校安全ボ をが73.9%(H22年度末)→ 末)に微減しているため、、「学 講習会・スクールガード・リー の機会を捉え啓発を行うととも い市町村については、指導・支	<b>交安全対策</b> 課	45
93	項目 (2) 通学路等における児童等の促進 内容 ②通学路等における声かけ運 学校等の設置・管理者、保 事業者、地域活動団体などと等における児童等への声かり	施 動の実施 3 通学路安全点検等の 護者、地域住民、 連携して、通学路	童等の見守り活動の実 2 学校等からの		舌安全企画課	45

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

	的万束4	(P)				
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
94	の 内容 ② 事	通学路等における児童等の見守り活動等 促進 通学路等における声かけ運動の実施 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、 業者、地域活動団体などと連携して、通学路 における児童等への声かけ運動を推進しま。	1 街頭補導に合わせた見守り活動の実施	街頭補導は少年の非行防止と健全育成を目 的としており、児童等の見守りは副次的。	少年課	45
95	保容の等う、	セーフティステーション活動の促進 「こども110番のいえ」をはじめとした児童等 緊急避難所(セーフティステーション)が、学校 や地域の状況に応じて適切に設置されるよ 県民及び事業者に対して働きかけます。 また、「こども110番のいえ」などの設置者に対 て、不審者情報の提供や防犯指導を行いま	1 「子ども110ばんのいえ」設置促進 2 「こども110ばんのくるま」指定促進 3 学校等との連携	1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。 2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	45
96	内容 通 し	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、 学路等の管理者、警察署など関係者が連携 て、危険個所などを把握するとともに、その改 に向けて取り組むよう、働きかけます。			道路課	45
97	内容 通 し	学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、 学路等の管理者、警察署など関係者が連携 て、危険個所などを把握するとともに、その改	1 指定管理者に、安全安心まちづくりに関する 指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協 議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管 理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指 針の周知を行う。		公園下水道課	45
98	内容 通 し		1 各学校における通学路の緊急合同点検の取組及びその対策の進捗について、県警・道路課と連携して状況把握を行う。		学校安全対策課	45
99	内容 通 し	)通学路等の環境整備の促進 学校等の設置・管理者、保護者、地域住民、 学路等の管理者、警察署など関係者が連携 て、危険個所などを把握するとともに、その改 に向けて取り組むよう、働きかけます。	1 「通学路安全の日」の指定継続 2 関係者連携による児童等の見守り活動の実 施 3 通学路安全点検等の実施	1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。 2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	45

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

		<b>策3 子どもの安全を確保する</b>	計画	<b>■</b> (P)		
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
100		ホームページなどの様々な広報媒体を活用した 地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 県民の防犯意識を高める広報・啓発 広報紙「安全安心まちづくリニュース」発行 (12万部×年4回を予定) 安全安心まちづくり構成員向けの会報を発行 (100部×年2回を予定) 2 高知県ホームページでの広報 3 ラジオ等を利用した広報 4 安全安心まちづくりポスターの募集及び作成、配付	1 広報紙「安全安心まちづくりニュース」や、今年度から発行する構成員向け会報などで、各地域活動団体で行われている子どもの見守り活動を紹介して活性化を図るため、それぞれの活動を把握する必要がある。 2 そのため、関係機関、団体と日頃から密に連絡を取り合っていく必要がある。	県民生活・男女共同 参画課	46
101		(1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した 地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	1 「学校安全教室推進講習会」等の開催について、ホームページでの公開 2 各学校の取組等についてメディアへの積極 的な情報提供の実施	報収集できる仕組みづくりが必要である。	学校安全対策課	46
102	内容	(1) 広報・啓発の充実 テレビやラジオなどのメディア、県の広報紙、ホームページなどの様々な広報媒体を活用した 地域ぐるみで子どもを守る意識を高めます。	2 テレビ・ラジオを利用した広報の実施 3 あんしんFメールによる情報発信	1 依然として、声かけ事案の発生が後を絶たない。 2 学校等からの要請を受けて実施しているため、学校側との連携が必要となる。	生活安全企画課	46
103	内容	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ①子どもへの虐待をさせないという気運を高め るための取組の実施 地域社会において、子どもへの虐待をさせな いという気運を高めるための広報啓発を行いま す。	ビ・ラジオによる虐待通告義務等の広報 2 県広報紙「さんSUN高知」等への掲載 8月号 子どもと家庭の110番 11月号 児童虐待通告義務 3 官民協働による「オレンジリボン運動」の実施	1 虐待相談は近年増加しているものの、マスコミ報道など様々な要因が絡み合っての結果であり、当該事業だけをとらえての効果を把握することが難しい。 2 虐待と認定された件数は、平成20年度をピークに減少傾向にあるものの、児童をとり巻く環境は以前として厳しい状況にあることから、取り組みの強化・拡充等を検討していく必要がある。	児童家庭課	46
104		(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	2 民生委員・児童委員の資質向上を目的とし	2 氏工安員・児童委員の後継者不足 3 民生委員・児童委員の後継者不足	地域福祉政策課	46
105		(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの 活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を 高め、虐待やいじめの早知発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員、児童委員(主任 児童委員)などがつながる既存のネットワークを 活用できるよう取り組みます。	委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を高知市以外の市町村にも働きかけ、よりきめ細かい対応ができるように支援		児童家庭課	46
106		(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの 活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を 高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のた め、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主産委員)などがつながる既存のネットワークを 活用できるよう取り組みます。	において、いじめや不登校の現状について報	社会教育団体等、地域に向けて十分な情報発信を行う必要がある。	生涯学習課	46
107 108 109 110	項目内容	(2) 子どもたちを健やかに育てる取組 ②虐待やいじめから子どもを守るネットワークの活用 虐待やいじめから子どもを守るという意識を高め、虐待やいじめの早期発見、早期対応のため、学校、PTA及び民生委員・児童委員(主任児童委員)などがつながる既存のネットワークを活用できるよう取り組みます。	れる要保護児童対策地域協議会に参加し、要保護児童の状態や市町村・学校の支援の状況等を把握し、必要に応じて、スーパーバイザーの派遣等の支援を行う。	要保護児童が高校等へ進学したり、市町村を越えて転居したりする際に、その進学先や転居 先の市町村・学校に要保護児童の状況等を確 実に伝達するシステムを構築する必要がある。	人権教育課、 小中学校課、 高等学校課、 特別支援教育課	46

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

基本	的方策3 I	子どもの安全を確保する	÷1.77	1 (P)	<u> </u>	ı
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インブット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
111	内容 ②虐用 活用 高い、当 児童	そどもたちを健やかに育てる取組 寺やいじめから子どもを守るネットワークの 寺やいじめから子どもを守るという意識を 虐待やいじめの早期発見、早期対応のた を校、PTA及び民生委員・児童委員(主任 委員)などがつながる既存のネットワークを できるよう取り組みます。		学校、PTA及び民生委員、児童委員などを主管する知事部局が関与していないことから、警察活動に関わる団体、個人にネットワークが偏っている。警察の関与は、いじめ及び虐待が深刻な事態となった場合であり、早期発見と対応には、いじめについては県教委、虐待については児童相談所がイニシアチブをとるべきではないかと考えられる。 法定協(要保護児童連絡協議会)との関係について明確化すべきである。	少年課	46
112	内容 ③ル- 子と ら、幼	そどもたちを健やかに育てる取組 ールや法を守る心を育てる取組の実施 どもが周りの大人との信頼関係に支えなが り見期から物事の善悪を正しく判断する力 い、ルールや法を守る心を育みます。			少子対策課	46
113	内容 ③ル- 子と ら、幼	そどもたちを健やかに育てる取組 ールや法を守る心を育てる取組の実施 ざもが周りの大人との信頼関係に支えなが 児期から物事の善悪を正しく判断する力 、ルールや法を守る心を育みます。	1 保育所・幼稚園・認定こども園の園内研修の 充実を図り、教職員の資質・専門性の向上を推 進する。	園内研修の未実施や十分とはいえない参加 体制があることから、研修等の必要性が理解されるように働きかける必要がある。	幼保支援課	46
114	内容 ③ル- 子と ら、幼	そどもたちを健やかに育てる取組 ールや法を守る心を育てる取組の実施 どもが周りの大人との信頼関係に支えなが り児期から物事の善悪を正しく判断するカ 、ルールや法を守る心を育みます。	1 県下の小・中学校において非行防止教室を 実施	小・中学校における非行防止教室の実施率は 年間100%であるが、依然少年人口に占める犯 罪少年・触法少年の発生率は、全国トップクラス であることから、即効的な効果が見られない。	少年課	46
115 116 117	内容 ④子と 取組の イン に進む らない に、携	D実施 ノターネットや携帯電話などの普及が急速 ひ中で、子どもが被害者にも加害者にもな いようにするため、実態把握に努めるととも	1 携帯電話・インターネット使用に関する家庭でのルールづくりやフィルタリング等を奨励するためのリーフレットを、県内全公立小学校の4年生の保護者を対象に配付する。 2 PTA主催の各会や教職員が修等の場で、携帯電話・インターネットの危険性や対処の仕方等を伝え、保護者や教職員の携帯電話等に関する認識と対応力の向上を図る。	実態や課題を把握する必要がある。	人権教育課、 小中学校課、 高等学校課	46
118	内容 ④子 る 取組の イン に進む らない に、携	そどもたちを健やかに育てる取組 どもがネット上のトラブルに巻き込まれない の実施 パターネットや携帯電話などの普及が急速 む中で、子どもが被害者にも加害者にもな いようにするため、実態把握に努めるととも 帯電話などにおけるフィルタリングの普及 級に関するモラルの教育を行います。		保護者を含めた小中学生に対し、各署の指導に加え、生活環境課サイバー対策係において、より専門的な教養を行っているが、その数値計上ができていなかったため、効果の程度が不明である。	生活安全企画課	46
119	内容 ⑤犯 実施 子。 察知し	そどもたちを健やかに育てる取組 罪に巻き込まれない力を育成する取組の どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を に回避できる能力を育成するため、誘拐被 上教室などの取組を行います。	教室」を推進するための「学校安全教室推進講習会」の効果的な開催	学校の防犯に対する危機意識の低下から、子どもに対する犯罪被害防止教育の機会が減少している。「学校安全教室推進講習会」等あらめる機会を捉え啓発を行うとともに、実施率の低い市町村については、指導・支援を行う必要がある。	学校安全対策課	47
120	内容 ⑤犯 実施 子。 察知し	とどもたちを健やかに育てる取組 罪に巻き込まれない力を育成する取組の どもが犯罪に巻き込まれないよう、危険を し回避できる能力を育成するため、誘拐被 上教室などの取組を行います。		フィルタリング実施促進等インターネット利用 にかかる被害防止教室は少年警察の分掌であるが、誘拐被害防止等となると少年警察の分掌 外となる。	少年課	47
121	内容 ⑥親( 子) 者や	とどもたちを健やかに育てる取組 の子育て力を高めるための支援 育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護 家族などに対して、講話や相談などにより 養育を支援します。		児童相談所への相談件数は大きな変動がない中で、当該事業における相談件数は減少傾向にあり、更なる周知が必要である。	児童家庭課	47

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策3 子どもの安全を確保する

	的万束3 -	<b>子ともの女宝を帷保する</b>	計画	Ī(P)		
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子記載ページ
122	内容 ⑥親の 子育 者や家	ざもたちを健やかに育てる取組 子育て力を高めるための支援 てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護 族などに対して、講話や相談などにより 育を支援します。	1 地域の子育て支援の充実 ・市町村等が地域の実情の応じて実施する地域 予育て支援センターの機能強化等の取組への 助成 ・地域子育で支援センター職員の研修の充実等 ・子育て応援情報紙の発行(年4回) ・こうちプレマnetを通じた出産・子育てに関する 情報発信 ・NPO等による子育て講座の実施(県から委 ・子育て支援アドバイザー(助産師)の派遣 ・子育てサークル等のネットワークづくり(サーク ルの登録、交流会など)	子育て家庭の多様なニーズ等を踏まえた取組 の実施	少子対策課	47
123	内容 ⑥親の 子育 者や家	ざもたちを健やかに育てる取組 子育て力を高めるための支援 てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護 族などに対して、講話や相談などにより 育を支援します。	1 保護者に対する講演や相談、保護者の一日 保育者体験推進事業を実施する。 2 日常的に親育ち支援ができるよう、保護者と 日々かかわっている保育者への支援や研修会 を実施する。	援や保育者研修が実施できるよう、さまざまな	幼保支援課	47
124	内容 ⑥親の 子育 者や家		1 ラジオ、ミニ広報誌等を活用した少年相談の 広報 2 保護者に対して、広報活動により相談を促す とともに、県下の幼稚園・保育所において、児童 と保護者を対象とする「親子の絆教室」を実施 (平成23年から開始し、今後3年間で県下の前 幼稚園・保育所において実施する予定である)	少年警察が相談機関としての保護者に周知されているのか疑問があり、さらに周知することが必要。	少年課	47
125	内容 ⑦子ど づくりの 放課 におい は地域		小学校 173ヵ所、中学校 42ヵ所	1 放課後子どもプラン推進事業 (子ども教室、児童クラブ) ・子どもたちが放課後に安全に過ごせる場所が 全小学校区の約9割に設置された。今後は、安 全・安心な場、学びの場として、さらなる質的充 実に市町村が主体となって取り組むよう支援を 行う。 ・実施場所と学校・地域・家庭の連携を進める。	生涯学習課	47
126 127 128 129	内容 ⑧高知 よる学 支援 高り、学 より、学	交と警察、保護者が連携した子どもへの 県学校・警察連絡制度の適正な運用に 校と警察、保護者との連携を強化すると 相互理解を深めて、問題行動等の発生 発の防止に努め、子どもの健全育成に		校・警察連絡制度運用上の課題、問題点等を分 析整理し、より充実した制度に改善していく必要	人権教育課、 小中学校課、 高等学校課、 特別支援教育課	47
130	内容 ⑧高知 よる学 支援 高知 より、学	されたを健やかに育てる取組 県学校・警察連絡制度の適正な運用に 支と警察、保護者が連携した子どもへの 県学校・警察連絡制度の適正な運用に 校と警察、保護者との連携を強化すると 相互理解を深めて、問題行動等の発生 発の防止に努め、子どもの健全育成に かます。	1 相互理解を深めるための学校、警察、保護 者の連絡協議会の開催 2 制度の適正な運用の徹底	新規取組	少年課	47

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

	:的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保す 		Ī(P)		
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
131	内容 地域社会において、高齢者などへの虐待やD Vなどの暴力を許さない気運を高めるための広 報啓発を行います。	1 高齢者の権利擁護業務を行う市町村の地域 包括支援センターへの支援 ・事例検討会の実施 ・研修会引実施 2 県民向けの講演会の開催 3 介護サービス事業所の従業者を対象とした 研修会の実施		高齡者福祉課	48
132	内容 地域社会において、高齢者などへの虐待やD Vなどの暴力を許さない気運を高めるための広報啓発を行います。	てもらえる広報媒体を活用して、繰り返し広報を実施 さんSUN高知/テレビ・ラジオ/人権啓発センター CM/ソーレスコーブ ほか 2 広報素材の検討 3 庁内関係課を通じて各種業界団体等の機関 紙の情報収集 4 市町村での広報の強化を図るため、広報文 案及び啓発素材の提供 5 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の 集中的な広報 講演会/さんSUN高知/ラジオ/電車広告/市町村広報 ほか	2 庁内のDV理解が深まっておらず、協力が十分でない。 3 市町村が主体的に広報に取り組む体制となっていない。 4 請演会等の取組の周知が十分でない。	県民生活・男女共同 参画課	48
133	内容 ①市町村等と連携した見守り活動の実施 市町村や地域安全校(禁)会などと連集して	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	高齢者の被害状況は、一定減少傾向にあるが、依然として高齢者を対象とする犯罪等が後を絶たない。	生活安全企画課	48
134	内容 ①市町村等と連携した見守り活動の実施 市町村や地域安全協(議)会などと連携して、		高齢者宅への訪問回答が少ない。	地域課	48
135	内容 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施	の開催 2 地域で活動する団体等への見守り要請と情 報提供 3 地域で啓発活動を行う「くらしのサポーター」	化するよう、関係機関との連携による支援が必	県民生活・男女共同 参画課	48
136	内容 ②地域活動団体等と連携した見守り活動の実 施	1 高齢者訪問活動の実施 2 高齢者安全教室の実施	高齢者の被害状況は、一定減少傾向にあるが、依然として高齢者を対象とする犯罪等が後を絶たない。	生活安全企画課	48
137	内容②地域活動団体等と連携した見守り活動の実施	2 自治体、地域安全協会のアドバイザー及び 高齢者交通安全活動推進員(アドバイザー)と	高齢者を対象とした被害防止教室や交通安全 教室の開催回数の増加を図ることと、その教室 へ出席しない人たちへの広報・啓発が課題。	地域課	48
138	内容 ③地域包括支援センターを中心とする見守り活動への支援 地域包括支援センターを中心とする高齢者に	・地域包括支援センター職員のスキルアップの		高齢者福祉課	48
139	内容 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活 できるよう、市町村や事業者などが連携して行う 障害者の特性に配慮した見守り活動を促進しま す。		地震、津波等の被害想定や施設等の立地状況	障害保健福祉課	48

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する

	1000	中央	計画(P)			
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
140		(3) 障害者の見守り活動の推進 ①市町村や事業者等の行う見守り活動の促進 障害者が地域において安全で安心して生活 できるよう、市町村や事業者などが連携して行う 障害者の特性に配慮した見守り活動を促進しま す。	1 障害者と関わりの深いヘルパー等に対する 高齢者安全教室の実施 2 「地域安全ニュース」等による広報活動の実 施	障害者のみに特化した訪問活動や教室は実施していない。	生活安全企画課	48
141		(3) 障害者の見守り活動の推進 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の 被害に遭わないために、障害者特性に配慮した 適切な情報の提供などに努めます。	目指して、事業所に対する周知徹底を図る。 2 平成24年3月に策定された高知県社会福祉 施設防災対策指針及び安全対策シート等を基	2 事業者等における障害特性の理解や、人的 対応が必要。	障害保健福祉課	49
142		(3) 障害者の見守り活動の推進 ②情報の提供 地域で生活する障害者が悪質商法や犯罪の 被害に遭わないために、障害者特性に配慮した 適切な情報の提供などに努めます。	1 視覚障害者にも配慮したホームページの作成	1 ホームページでは、音声読み上げ機能を使い、悪質商法等の被害防止に関する情報提供を行う。	県民生活・男女共同 参画課	49
143		(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ①情報の提供 女性がひったくりやつきまといなどの被害に 遭わないために、ホームページなどにより、危険 を回避するための情報を提供します。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 「地域安全ニュース」等による情報発信	女性の被害状況は一応減少傾向にあるものの、刑法犯全体の約32%と高い比率を占めている。	生活安全企画課	49
144		(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ②防犯教室等の実施 女性がちかんや暴行などの被害に遭わない ために、要望に応じて、防犯教室や護身術など 実践的な訓練を実施します。	講習実施	女性の被害状況は一応減少傾向にあるもの の、刑法犯全体の約32%と高い比率を占めてい る。	生活安全企画課	49
145		(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんや のそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や 多発地域を重点的に、防犯バトロールなどの見 守り活動を実施します。	たパトロール等の実施 3 青色回転灯装備車両による見守りパトロー ルの実施	女性の被害状況は一応減少傾向にあるものの、刑法犯全体の約32%と高い比率を占めている。	生活安全企画課	49
146		(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ③地域ぐるみの防犯活動の実施 事業者、防犯活動団体と連携して、ちかんや のそきなど女性を対象とした事犯の多発時期や 多発地域を重点的に、防犯パトロールなどの見 守り活動を実施します。			地域課	49
147		(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ④DVの防止及び被害者の保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係 機関や民間支援団体等と連携して、DV防止の ための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報 や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 第2次「高知県DV被害者支援計画」の周知 2 ブロック別関係機関連絡会議の開催 3 庁内担当者会の開催 4 DV対策連携支援ネットワークの連携強化	1 効果的な広報媒体の検討 2 庁内をはじめとして福祉部門との連携が弱 い。特に、市町村の福祉担当課や各種福祉団 体とのつながりがない。(市町村の巻き込み方 法)	県民生活・男女共同 参画課	49
148		(4) 女性の犯罪被害回避に関する取組 ④DVの防止及び被害者を保護 「高知県DV被害者支援計画」に基づき、関係 機関や民間支援団体等と連携して、DV防止の ための普及啓発をはじめ、被害者にかかる通報 や相談、保護、自立支援等の取組を進めます。	1 関係機関や民間支援団体等の連携体制の 確立 2 相談・保護等の適切な実施	新規取組	生活安全企画課	49

重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する 基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する

	的万束5 観光旅行者寺の女宝を帷保する	計画	Ī(P)		
番号	具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
149	項目 (1) 安全情報の提供 内容 ①観光旅行者等に対する安全情報の提供 観光旅行者等が犯罪の被害に遭わないよう、 旅館・ホテル・観光施設などの観光事業者の協 力を得て、観光旅行者等に対し、犯罪の発生状 況や危険箇所などの地域の安全情報を提供し ます。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信	観光旅行者にかかる統計資料が存在しないため、被害状況の把握ができず、検証が困難である。	生活安全企画課	50
150	項目(1) 安全情報の提供 内容 ②観光事業者に対する安全情報の提供 観光事業者などが自主的な防犯対策を行うことができるよう、旅館・ホテル・観光施設などの 観光事業者に対し、観光旅行者等が遭遇する おそれのある犯罪などについて、発生状況や防 犯対策などの情報を提供します。	1 県警ホームページにおける防犯情報の提供 2 あんしんFメールによる情報発信	観光旅行者にかかる統計資料が存在しないため、被害状況の把握ができず、検証が困難である。	生活安全企画課	50
151	項目 (2) 従業員等に対する防犯教育の促進 内容 観光事業者などが自主的に実施する従業員 研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観 光事業者などに働きかけます。			観光政策課	50
152	項目(2)従業員等に対する防犯教育の促進 内容 観光事業者などが自主的に実施する従業員 研修などの中で、防犯教育が行われるよう、観 光事業者などに働きかけます。		め、被害状況の把握ができず、検証が困難であ	生活安全企画課	50

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する

坐作	的方	第1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐				
番号		具体的な取組	計画 H24年度実施計画 インプット(投入)	頁(P) 実施上の課題等	担当課	計画冊子記載ページ
153	内容	(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した 道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 道路担当者会等で犯罪の防止に配慮した道 路等の構造、設備等に関する指針の周知を実 施。	特になし	道路課	51
154	内容	(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	1 市町村事業担当者会において、安全安心ま ちづくり推進計画の取り組み内容を説明してい く。		都市計画課	51
155	内容		指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管 理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指	特になし	公園下水道課	51
156	内容	防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪	を受け、防犯性の高い道路、公園、駐車場及び 駐輪場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮し した道路等の構造、設備等に関する指針」やそ の取組みについて関係団体等への周知を図り		経営支援課	51
157	内容	(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備 等に関する指針の周知 防犯性の高い道路、公園、駐車場及び駐輪 場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した 道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を 図ります。	での広報。 2 市町村との情報交換会や庁内の担当者会	交換をしながら、県民生活に役立つ紙面づくりに努める。 2 会報では、より詳細な情報を掲載できるよう	県民生活・男女共同 参画課	51
158	項目 内容	場が普及していくよう、「犯罪の防止に配慮した 道路等の構造、設備等に関する指針」の周知を 図ります。	提供 2 県、市町村等の行政担当との連携及び情報 の共有 3 街頭防犯カメラ補助金制度の広報による設	設置は高知市内に1カ所のみで、ほかは補助金制度を活用することになり、補助金制度の積極的な運用を図る必要がある。	生活安全企画課	51
159		(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。	は、道路照明の設置。	特になし	道路課	51
160	内容	(2) 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備 県が管理する道路等について、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定などによる見通しの確保などの整備に努めます。	1 街路事業の施行 道路照明の設置(H24完成工区:はりまや町一 宮線(一宮工区)、高知山田線、大津十市線)	特になし	都市計画課	51
161		県が管理する道路等について、「犯罪の防止	指針の周知及び防犯に配慮した維持管理の協議を行う。 2 県都市公園管理担当職員に、土木部維持管 理担当者会等で安全安心まちづくりに関する指	特になし	公園下水道課	51

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する 基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する

坐件	的万第	長2 犯罪の防止に配慮した住宅を晋及する		፱(P)		
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
162	内容	(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	(共同住宅編・一戸建て住宅編)」のリーフレット の配布をする。 2 住宅課ホームページで1の指針に係り情報 提供をする。	ながっているのか、さらにホームページは利用 度が、明確でなく、取組と効果の因果関係が	住宅課	52
163	内容	に関する指針の周知	し、建築主に「高知県犯罪のない安全安心まち づくり指針」の周知を喚起する。 2 民間確認検査機関にも建築確認申請副本に	1 建築主が計画段階で犯罪の防止に配慮した 建築物に出来るように、どのように指針内容をP Rすれば効果的かを建築関係者が考える機会 を持つことが課題。	建築指導課	52
164	内容	防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、	での広報。 2 市町村との情報交換会、道路課等の担当者 会等を通じ情報交換を行う。 3 住宅イベント会場においてリーフレットの配	交換をしながら、リーフレットを配布する機会を 検討する。 2 広報紙や会報において掲載する際、県民が	県民生活・男女共同 参画課	52
165	内容	(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針の周知 防犯性の高い住宅が普及していくよう、県民、事業者、地域活動団体、建築関係団体に対し、リーフレットやホームページなどで情報の提供などを行い、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を図ります。	2 県警ホームページへの防犯性能の高い部品 掲載 3 各種会合での防犯性能の高い部品の紹介 及び促進依頼 4 県警本部1階に常設している「安全安心コー	防犯性能の高い部品については、購入、設置 の金額が従来のものと比較して高価であること から、普及には至っていない。	生活安全企画課	52
166	内容	①住宅の防犯対策についての情報の提供	(共同住宅編・一戸建て住宅編)」のリーフレット の配布をする。 2 住宅課ホームページで1の指針及び住宅性 能表示制度に係り情報提供をする。	度が、明確でなく、取組と効果の因果関係が	住宅課	52
167	内容			の金額が従来のものと比較して高価であること	生活安全企画課	52
168	内容		1 県警本部1階に常設している「安全安心コーナー」の展示品の充実 2 高齢者宅訪問活動にあわせた防犯点検及 び犯罪情報の提供	の金額が従来のものと比較して高価であること	生活安全企画課	52
169	内容	県営住宅について、「犯罪の防止に配慮した 住宅の構造、設備等に関する指針」に基づく整 備に努めるとともに、市町村営住宅についても、 同様の整備に努めるよう、市町村に対して情報	善)を行う。 23戸 28月に開催する市町村事業説明会や予算ヒ アリング時に公営住宅等の整備について「犯罪	1 強制力のない指導なので市町村が整備しや すいように助言することを心掛ける。	住宅課	52

重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

-	中的万束3 心非の例正に癿慮した治師寺で百及り	¥			
		計画	Ī(P)		
番	具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
15	内容 金融機関に対し、必要な防犯情報を提供する ほか、防犯訓練の実施の支援など、必要な防犯 対策の指導を行います。	2 金融機関対象の強盗訓練の実施	するなどして、防犯情報の提供等を行っている が、防犯訓練は、各地区に存在する支店等が	生活安全企画課	53
15		3 地域安全ニュース等による各種犯罪情報の提供	警察本部及び県下16署で年1回の総会を開催するなどして、防犯情報の提供等を行っているが、防犯訓練は、各地区に存在する支店等が多いため、すべての店舗で実施できない。	生活安全企画課	53

# 重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する 基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する

	的万東・ 中町村による火青時の防犯対象を又抗		計画(P)			
番号	具体的な取組		H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	計画冊子 記載ペー ジ
172	項目(1) 地域の防災計画への「防犯の 内容 大規模な災害が発生した後 や事故などの発生が予想される 村に対して、防災や復興に関す 「防犯の視点」を反映した取組を きかけます。	場では、様々な事件 ることから、市町 る各種計画に、	市町村課題検討会など、各市町村が集まるで働きかける。	特になし	南海地震対策課	54
173	内容 大規模な災害が発生した後 や事故などの発生が予想される 村に対して、防災や復興に関す	「防は、様々な事件 からることから、市町 2 る各種計画に、し、	ける。 危機管理部など関係部署との連絡を密に 、市町村が防災に関する計画を策定する場合	1 将来予想される大規模地震の発生状況などを研究し、被災状況を把握した上での取り組みが必要となってくる。 2 また、担当課が働きかけすべき情報を十分に持ち合わせていないため、事前に収集(講師の候補や相手先の情報など)する必要がある。	県民生活・男女共同 参画課	54
174	項目 (1) 地域の防災計画への「防犯」 内容 大規模な災害が発生した後 や事故などの発生が予想される 村に対して、防災や復興に関す 「防犯の視点」を反映した取組を きかけます。	握る は、様々な事件 2 ることから、市町 3 る各種計画に、活動	防災組織に対する「防犯の視点」反映させる	新規取組	生活安全企画課	54
175	内容 市町村において、災害発生後 円滑に行うための備えが進むよ	取2 多の防犯活動を2 う、災害時の犯る付い を提供するととは 好修へ、実験に3 義者や職員を被災 場合に対する 場合に対する 場合に対する 場合に対する 場合に対する 場合とと はなりまする はなりまる はなりもな はなりまる はなりまる はなりまる はなりまる はなりまる はなりまる はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はなりな はな はなりな はな はな はな はな はな はな はな はな はな は	市町村との連携を図るため、日頃から連絡を り合い、情報共有を図る。 プロック別検討会において、防災計画におけ 防犯の視点」について意見交換を行い、意識 けを図る。 市町村で行われる防災の会合を把握し、出 する機会を持つ。	関係機関と連絡を取り合い、自主防災組織の 会合開催予定を把握していく必要がある。	県民生活・男女共同 参画課	54
176	項目(2)発生前の備え及び発生後の内容 市町村において、災害発生後の円滑に行うための備えが進むよ罪や防犯活動の事例などの情報もに、市町村が開催する会議や被害地等で活動経験のある有言遺するなどの支援を行います。また、実際に災害が発生した地での犯罪の発生状況や、被災活上のトラブルに関する情報による防犯活動が迅速・適切に援を行います。	を として また できない かく かい できない かい できない かい できない かい	犯罪抑止に配慮した住宅構造等の指針の策 指針の周知徹底 市町村の防災計画の進捗状況等の把握	新規取組	生活安全企画課	54

重点目標5 南海地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

	的万:	策2 防犯沽動団体等による災害時の防犯3	計画(P)			計画冊子
番号		具体的な取組	H24年度実施計画 インプット(投入)	実施上の課題等	担当課	記載ページ
177	内容	(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、果や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する特報提供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	1 高知県ホームページでの広報 2 ラジオ等を利用した広報 3 広報誌への掲載	ホームページは利用頻度が明確でないため、効果が不明である。	南海地震対策課	55
178	内容	(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する品の保報や供などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	よる情報提供や講演の実施などにより、防災に 関する知識も習得してもらう。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識 を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っ	会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要がある。 2 また、防犯活動団体に対して提供すべき情	県民生活・男女共同 参画課	55
179	内容	(1) 防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援 防犯活動団体等による平時の活動が一層活性化し、そのうえ防災に関するノウハウを習得できるよう、県や市町村が実施する防災訓練や研修会等への参加を促進します。また、災害の発生時には、復旧活動に移行した段階で防犯活動に取り組めるよう、犯罪や避難所等におけるトラブルなどに関する情報と状などにより、防犯活動の早期始動を支援します。	促進 2 防犯活動に必要な資機材(ベスト・腕章等) の購入とそれに必要な予算の獲得	新規取組	生活安全企画課	55
180		(2) 自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ 自主防災組織に、犯罪のない安全安心まちづくり活動への理解を深めてもらうため、市町村や自主防災組織が行う各種会議や研修会へ実際に被災地等での活動経験のある有識者や職員などを派遣して、防犯活動のノウハウや犯罪情勢に関する情報を提供します。また、これらの取組を通して、自主防災組織にも防犯活動に関心を持ってもらい、日ごろの防犯活動へ参画してもらうよう働きかけます。	等で、職員やこうち防災備えちょき隊を派遣し、 自主防災組織が取組んでいる防犯・防災活動な	等を派遣することとなるため、防災・防犯の意識	南海地震対策課	55
181	項目		普及させる。 2 自主防災組織の方々にも、防犯活動の知識 を普及させ、防犯団体、防災組織の連携を図っ	会などへの参加し、連絡を取り合っていく必要が	県民生活・男女共同 参画課	55
182	内容		の周知徹底 2 自主防犯組織に対する研修会の実施 3 防犯情報の提供	新規取組	生活安全企画課	55